

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和7年6月20日

青梅市長 大勢待 利 明

| 地区番号 | 位置 | 特定生産緑地の解除面積 | 公示日 |
|------|---------|-----------------------|-----------|
| 165 | 藤橋2丁目地内 | 約1,420 m ² | 令和7年6月20日 |
| 345 | 畑中2丁目地内 | 260 m ² | 令和7年6月20日 |
| 510 | 新町5丁目地内 | 約1,210 m ² | 令和7年6月20日 |
| 520 | 新町4丁目地内 | 約830 m ² | 令和7年6月20日 |
| 528 | 藤橋3丁目地内 | 約2,580 m ² | 令和7年6月20日 |
| 566 | 新町5丁目地内 | 約900 m ² | 令和7年6月20日 |
| 568 | 新町5丁目地内 | 約730 m ² | 令和7年6月20日 |

「区域は指定図表示のとおり」

以上